

企業局人材開発委員会設置要綱

平成19年 4月17日
企 業 局 長 決 裁

(設置)

第1条 埼玉県企業局の将来を担う職員の人材開発を、継続的かつ効果的に推進していくため、企業局人材開発委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について掌理する。

- (1) 企業局職員の人材開発に関する実施方針の策定と重要事項の審理
- (2) 「企業局人材開発計画」(以下、「人材開発計画」という。)の推進に関する総合調整・進行管理・検証評価

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長は企業局長にある者、副委員長は経営企画部長及び水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となり会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 人材開発計画の各施策を効果的に推進するため、委員会は下部組織として部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

役 職	職 名
委 員 長	企 業 局 長
副 委 員 長	経 営 企 画 部 長
	水 道 部 長
委 員	主 席 工 事 検 査 員
	総 務 課 長
	財 務 課 長
	地 域 整 備 課 長
	水 道 企 画 課 長
	水 道 管 理 課 長
	地 域 整 備 事 務 所 長
	大 久 保 浄 水 場 長
	庄 和 浄 水 場 長
	行 田 浄 水 場 長
	新 三 郷 浄 水 場 長
	吉 見 浄 水 場 長
	水 質 管 理 セ ン タ ー 所 長
	水 道 整 備 事 務 所 長